

議員提出第 1 号議案

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年3月15日

提出者	府中市議会議員	遠田宗雄
賛成者	〃	田村智恵美
	〃	稲津憲護
	〃	赤野秀二
	〃	西宮幸一
	〃	杉村康之
	〃	臼井克寿
	〃	比留間利蔵

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

バリアフリー新法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においてはさまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法（以下「法」という。）を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

よって、府中市議会は、政府に対し、全国的なバリアフリー水準の底上げに向け、地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるための法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みと、公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについての検討を踏まえた法の改正を求める。あわせて、バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞き、及びバリアフリーの促進に関する国民の理解を深め、その協力を求めるため国として教育活動、広報活動等に努めることにより、改正後の法の円滑な施行を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月15日

議 長 名

（あて先） 内閣総理大臣、国土交通大臣